

議 長 日程第6「議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄みやま運動広場の施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは、議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

寄みやま運動広場は、今年度、人工芝新設工事を実施し、利用ニーズの高い施設環境の整備を図っています。利用に供するに当たり、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、条例の一部を改正するものでございます。内容等につきましては、寄みやま運動広場を利用するに当たってのグラウンドの利用料金及び名称を「運動広場」から「グラウンド」に改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。2枚おめくりいただきまして、横面の参考資料であります新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案です。

まず、本条例の題名の施設名、現行の「松田町寄みやま運動広場」を「松田町寄みやまグラウンド」に改めるものでございます。第1条と第2条の表中の名称も同様でございます。

次に、第2条の施設名の略称、現行の「広場」を「グラウンド」に改めるものでございます。以下、第3条、第4条、第5条、第8条、第13条、第14条及び備考(2)も同様に「広場」を「グラウンド」に改めるものでございます。

次に、参考資料3ページを御覧ください。別表(第8条関係)の施設名、現

行の「松田町寄みやま運動広場、多目的広場」を「松田町寄みやまグラウンド」に改めるものでございます。また、利用区分の平日利用料金につきましては、町内居住者または宿泊者の1,000円を1,500円に改め、その他の2,000円を3,000円に、また利用区分、土曜日、日曜日、祝日の利用料金につきましては、町内居住者または宿泊者の1,500円を2,000円に改め、その他の3,000円を4,000円に改めるものでございます。

お戻りいただきまして、議案3ページ目の条例本文の附則となります。この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査をすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

暫時休憩といたします。休憩中に議員だけの全員協議会を開きます。終了後に再開いたしますので、また時間は追って連絡いたします。議員は全協室のほうへ移動をお願いします。(14時12分)